

# けんぽQ&A

## Series69

Q このたび、帝王切開で出産予定ですが、健康保険の適用になりますか？  
それと、会社を休むので、傷病手当金と出産手当金は支給していただけますか？

A まず、お産に関しては保険の適用はありませんが、帝王切開等は保険が適用され事前に「健康保険限度額適用認定申請」をされますと、当日支払う入院費用は、軽減されます。

ご質問にあります「傷病手当金」と「出産手当金」につきまして、傷病手当金の申請期間と出産手当金の申請期間が重なっている場合、両方の給付を受給することはできませんが、出産手当金を優先的に支給し、傷病手当金は支給停止となります。

なお、傷病手当金の金額が多い場合は、その差額を傷病手当金として支給することができます。

最近出産に関しては、出産予定日より早く出産される方が多いため、働く女性の中には、労使合意のうえ出産予定日以前42日より前から休みを取られる方がおられます。